

7 おわりに

7 おわりに

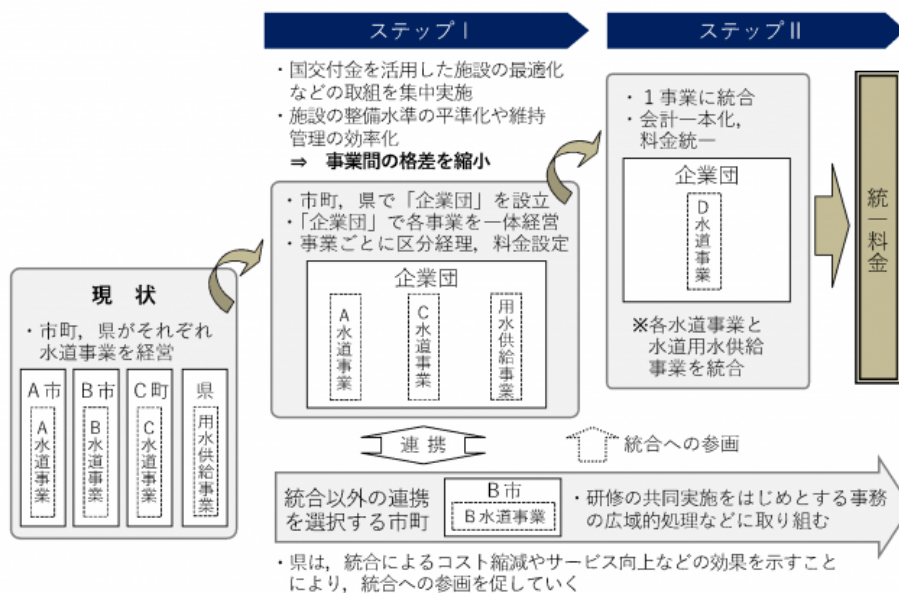
7.1 全国の状況

令和元年10月1日に改正された水道法では、水道事業の基盤強化及び広域連携の推進を図るために関係者の責務が明確化され、特に都道府県には水道事業者等の広域的な連携の推進役としての責務が規定された。

そのような中、他都道府県では広域連携に対する動きが高まっており、ハード面及びソフト面の広域化など、以下のような様々な連携方策が検討されている状況である。

➤ 広島県

- ・ 県全域を対象に経営組織を一元化する事業統合を目標に検討を進めている。
- ・ 市町と県で企業団を設立し、施設の統廃合等を進めながら、将来的には会計の一本化と料金統一を検討する予定としている。
- ・ 令和2年6月に策定した「広島県水道広域連携推進方針」に基づき、現状は県と統合に賛同する県内15市町で「広島県水道企業団設立準備協議会」を設立し、今後は令和4年11月の企業団設立、令和5年度からの企業団による事業運営開始を目指し、準備を進めているところである。



(出典) 広島県 HP「広島県広域連携推進方針」

図 7.1 広島県の取組み方針

➤ 大阪府

- ・ 将来的な府全域の事業統合に向けて、市町村の実情に応じて、「業務の共同化」から段階的な広域化を進めている。
- ・ 最終的には、これまで府内市町村に水道用水供給事業を行ってきた大阪広域水道企業団に各市町村の水道事業の統合を進めることとしている。
- ・ 平成29年4月より3事業の統合から開始し、現在までに計13事業の統合が進んでいる。

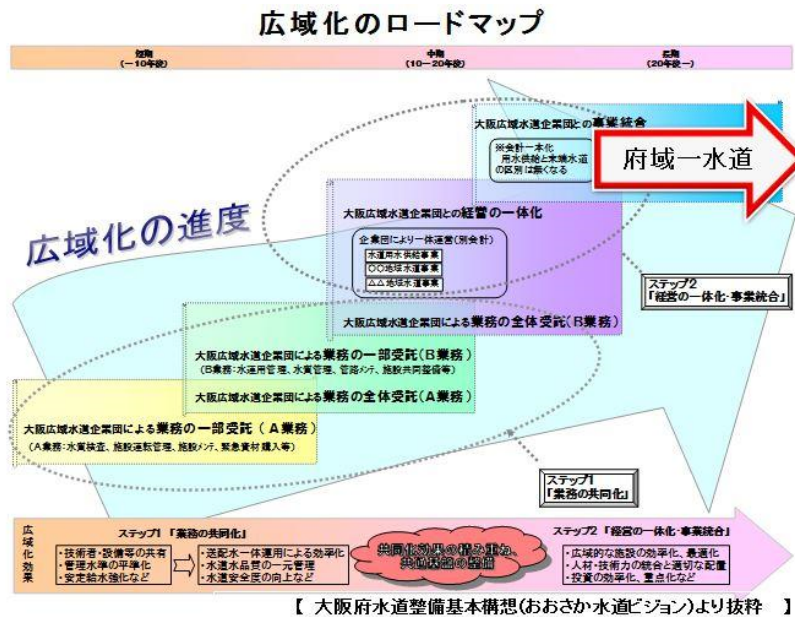


図 7.2 大阪府の広域化ロードマップ

7.2 今後の取組み

今後は、「宮城県水道事業としての目指すべき姿」の実現に向かって具体的な取組み方法等を検討していくこととなるが、現時点で広域連携に対する考え方は事業体ごとに様々ではないため、各事業体の現状課題や意向に見合った連携方策による検討を進めていくことが重要であると考えられる。

そのような状況の中、更に検討を具体化するため、地域単位で実施する広域連携検討会（地域部会）等の他に、参加を希望する事業体を構成員とした連携方策ごとの検討部会（施設統廃合検討部会、経営の一体化等検討部会、共同発注・システムの共同化・官民連携・ICT 推進等検討部会）を設置し、各事業体の意向に沿った議論を進めることとする。同検討に際しては、令和2年度及び今年度を実施したモデル地区での成果を活用するとともに、他都道府県等の先進的・効果的な取組みについても参考にしながら、本県及び参加事業体の実情に応じた形で検討を実施する。

また、引き続き広域連携検討会及びあり方懇話会を通じて、有識者等の俯瞰的・客観的意見を踏まえながら市町村・県等の事業体による主体的な議論を展開することで、目指すべき姿及び県全体の広域連携の方向性について更に具体化した検討を実施する。

そのため、県も積極的に各検討に関与しながら、実現に向けた取組みを支援・推進していくものとする。

令和3年度水道広域化推進プラン策定に向けた検討推進業務

報告書

令和4年3月

宮城県